

Client Alert

29 May 2025

カリフォルニア州データ保護当局による CCPA に基づく最新執行事例 – オプトアウトツールの 継続的な管理の必要性を強調

本アラートに関する
お問い合わせ先：



高瀬 健作
パートナー
+81 3 6271 9752
Kensaku.Takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
+81 3 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com



岡田 次弘
パートナー
+81 3 6271 9541
Tsuhihiro.Okada@bakermckenzie.com



菅 礼子
カウンセラー
03 6271 9696
Ayako.Suga@bakermckenzie.com

2025 年 5 月 6 日、カリフォルニア州プライバシー保護当局である CPPA は、全米向けの衣料品小売り事業を展開する事業者に対し、CCPA（カリフォルニア州消費者プライバシー法）が定める「販売」又は「共有」からのオプトアウト要件に違反したとして、約 34 万 5,000 ドル（約 5,000 万円）の制裁金を科し、さらに同社に具体的な是正措置の実施を命じた。注目すべきは、同社が外部ベンダーのオプトアウトツールを導入していたにもかかわらず、ユーザーの同意管理に対する監視体制が不十分だったとされた点であり、ツールの「導入」だけでなく、「継続的な管理と監査」が不可欠であることを改めて浮き彫りにした。

違反の概要

本件において当局が指摘した主な違反点は以下のとおりである。

- 技術的な不備：2023 年後半、40 日間にわたり、ウェブサイトの「Cookie 設定」のリンクをクリックしても同意バナーが表示されたのち即座に消えてしまい、オプトアウトができない状態となったり、Global Privacy Control（GPC）信号も認識されないなどの事情があった。ウェブサイトを適切に管理していればこれらの問題に適切に対処しえたにもかかわらず、外部ベンダーの提供するオプトアウトツールに頼っていた。
- 過剰な本人確認：オプトアウトをリクエストする消費者に本人確認を求めるにあたり、必要以上の情報（政府発行の身分証明書など）を提出させ、消費者の権利行使が妨げられた。

当局が命じた是正措置

これらの違反を踏まえ、当局はこの違反事業者に対し、様々な対応を行うことを命じた。命じられた対応には、以下のものが含まれる。

- CCPA に定める「販売」又は「共有」に該当する個人情報の処理を特定するための手続き及びオプトアウトリクエストを適切に処理するための手順を策定し、実施し、かつ維持すること
- オプトアウトリクエストの提出に関するシステムが有効に機能していることを監視するための方針、手順及び技術的措置を確立し、実施し、かつ維持すること
- 本人による権利行使の処理に必要な範囲を超えた本人確認や過剰な情報提供要求の排除すること（販売又は共有からのオプトアウトリクエストについては本人確認は不要である）

- 
- 個人情報を取り扱う従業員へ CCPA の要件を周知する手順を作成し、実施し、かつ維持すること
 - 外部の個人情報受領者との契約に CCPA で求められる契約条項が含まれていることを確認するための手順を維持すること

現地カウンセルの見解

本件に関し、弊事務所サンフランシスコオフィスの [Helena Engfeldt](#) は以下のように述べている。

「カリフォルニア州プライバシー保護局による、オンライン・トラッキング技術に関する継続的な関心の高さは、当該技術が違法な盗聴に該当するとの主張をする民事訴訟と併せて、特に留意が必要である。本事案でこの事業者が罰金を科された主な理由は、オプトアウトの技術的実装が適切に構成されていなかったこと、ならびにウェブサイト上の第三者プライバシー管理ツールを監視していなかったことであり、この事例は、オプトアウト処理のツールを定期的に監査する必要性を浮き彫りにするものである。」

事業者への影響

CCPA の定めるオプトアウト対応の要件を満たすために第三者が提供するツールを利用している企業は少なくないと思われるが、そのような第三者から提供されるツールを利用している場合であっても、事業者自らが、消費者の権利行使のためのプロセスを継続的に監視し、第三者から提供されるツールが意図通りに機能しているかを確認する責任があることを明確にされたといえる。

カリフォルニア州プライバシー保護当局が、本人による CCPA に基づくオプトアウトに関する権利の確保に高い関心を示していることも踏まえると、日本企業であっても、一定のオンライン事業をはじめとした他カリフォルニア州向けのビジネスを行っており CCPA の適用対象となる事業を行っている場合には、特に以下の点に責任を負うことについて留意し、CCPA に照らしたレビューを実施すべきである。

- 自社の実施しているデータの開示が、個人情報の「販売」又は「共有」に該当するかどうかを確認すること
- CCPA 上のオプトアウト対応を要する事業に用いられるウェブサイト等のクッキーバナーやプライバシー設定といった同意管理ツールを定期的にチェックし、正常に機能しているか確認すること
- ベンダー提供にかかる同意管理・プライバシーツールの設定と保守状況が CCPA の要件に照らして適切なものか確認すること
- 本人による権利行使のための本人確認において、必要最小限の情報のみを求め、それ以上の情報を求めることがないようにすること